

医療費助成を 知っていますか？

■問い合わせ 保険医療課 内線153



医療費の助成を 行っています。

次のような制度があります。

- **子ども医療費助成制度**
中学校卒業まで（15歳に達する年度の3月31日まで）の子ども
- **障害者医療費助成制度**
 - ・ 身体障害者手帳1〜3級の方
 - ・ 身体障害者手帳4級で腎臓機能障がいの方
 - ・ 身体障害者手帳4〜6級で進行性筋萎縮症の方
 - ・ 療育手帳A判定、B判定の方（IQ50以下）
- **母子家庭等医療費助成制度**
一定所得以下の方で、次に該当する方
 - ・ ひとり親家庭などで、18歳以下の児童を扶養している母（父）およびその児童
 - ・ 父母のいない18歳以下の児童
- **後期高齢者福祉医療費給付制度**
後期高齢者医療制度に加入している方で、次に該当する方
 - ・ 障害者および母子家庭等医療費助

成制度の資格要件に該当する方
 ・ 精神障害者保健福祉手帳1、2級の方

・ 「精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律」第29条の規定による措置入院患者の方
 ・ 独り暮らしで住民税非課税世帯の方（同一敷地または隣地に親族がいる方、施設に入所している方は除く）

・ 要介護4、5の認定を受けた方で、生活介護を3か月以上継続で受けており、住民税非課税世帯の方

・ 精神障害者保健福祉手帳3級の方で精神病床に入院する方（精神疾患での入院のみ使用可）

・ 自立支援医療受給者証（精神通院）が交付された方（精神疾患での通院のみ使用可）

● **精神障害者医療費助成制度**
 ・ 精神障害者保健福祉手帳1、2級の方（全疾患による入院・通院使用可）

・ 精神障害者保健福祉手帳3級の方（精神病床への入院のみ使用可）

・ 自立支援医療受給者証（精神通院）が交付された方（精神疾患での通院のみ使用可）

● 自立支援医療費補助（更生医療）

障がい者でその障がいを除去・軽減するため、指定の医療機関で対象となる医療を受ける方で、身体障害者手帳を保持し、自立支援医療（更生医療）を必要とする方

● 自立支援医療費補助（育成医療）

18歳未満で身体に障がいがあり、治療により障がいの除去・軽減の見込みがある子ども

● 未熟児養育医療

申請時に入院中で、指定医療機関の医師が入院・養育を必要と認めたと未熟児

※「未熟児」とは身体の発達が未熟のまま出生した子どもであって、正常児が出生時に有する諸機能を有するまでの子ども

● 不妊治療費補助制度

妊娠を希望する夫婦に対する、不妊検査、一般不妊治療（健康保険適用分に限り）および人工授精をする方



まちを元気にするセミナー

元気な活動を見に行きませんか？ 「共感を生む活動」には法則がある！

町内では、元気な活動がいろいろな所で展開されています。そんな「元気」を見学し、あなたの「何かしたい」や「やってみたい」を参加者同士で共有・共感してみませんか。

●とき・ところ

①森岡台ふれあいサロン

11月29日(木) 午前9時30分～正午

②地域の縁側グリーン・ラソ

11月30日(金) 午後1時～3時30分

※①または②のどちらか1つを選択してください。

③町総合ボランティアセンター(なないろ)

12月1日(土) 午前9時30分～正午

●内容

①②では、「やってみたい」をカタチにするために必要なことを座学で学んだ後、フィールドワークを行い、ボランティア活動に取り組む方や参加している方の声を聞きます。

③では、①②で見聞きしたことをグループでまとめるためのファシリテーショングラフィックの手法を学びます。自分にもできる活動を他の参加者とともに一緒に考え、見える化していきます。

●対象 ボランティアや市民活動に関心のある方

●定員 15名程度 ※2日間受講できる方優先
※町内在住、在勤の方優先

●講師

・NPO法人NIED・国際理解教育センター
研究員 平野 木恵氏

※②③の講師を務めます。

・NPO法人NIED・国際理解教育センター
研究員 伴 和子氏

※①の講師を務めます。

●受講料 無料 ※ただし、フィールドワーク①②で
飲み物代100円が必要

●申し込み 10月18日(木)から電話で問い合わせ先へ

●問い合わせ

・協働推進課 内線295

・町社会福祉協議会 ☎84-3741

皆さんのくらしをまもる 国民健康保険③

医療費の適正化に
ご協力ください！

●問い合わせ
保険医療課 内線154

ジェネリック医薬品を 活用しましょう



ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、先発医薬品と同じ有効成分を含み、なおかつ費用が先発医薬品より2～8割安くなります。ジェネリック医薬品希望シールを医療機関や薬局に提示すると相談に乗ってもらえます。ジェネリック医薬品希望シールは保険医療課で配布していますので活用してください。

助成を受けるには どうしたら…？

事前に保険医療課で「受給者証」の交付(即日交付、一部後日郵送)を受けてください。医療機関の窓口で「受給者証」と加入している医療保険の「被保険者証」を提示することで窓口負担がなくなります。

ただし、不妊治療費補助については、医療機関の窓口で医療費の自己負担を支払った後、保険医療課または健康課で申請すると自己負担を助成します。

申請に必要なものについては、町ホームページで確認または保険医療課へ問い合わせてください。

町ホームページ

